

鹿屋市自治公民館等整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市自治公民館等整備事業補助金交付要綱（平成18年鹿屋市告示第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成18年鹿屋市規則第73号」の次に「。以下「規則」という。」を加える。

第2条第3号中「増改築」を「増築」に改め、「、又は既存の建物の一部を解体し、引き続き従前と構造及び規模を著しく異にしないで改良すること」を削り、同条中第4号を次のように改める。

(4) 建物の改築 既存の建物の一部を解体し、引き続き従前と構造及び規模を著しく異にしないで改良することをいう。

第2条中第6号を第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 建物の修繕 老朽化、自然災害等により生じた建物の損傷部分に工作を加え、その原形を回復又は建物の構造、規模及び機能の同一性を損なわない範囲で改造することをいう。

第3条第1項中「補助金の交付の対象及び補助率等」を「補助対象者、補助対象経費、補助率及び限度額」に改め、「、主たる工事が該当する区分に応じて」を削り、同条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号の額を補助対象経費から控除するものとする。

- (1) 国、県その他公共的団体等から補助金を受ける場合
- (2) 公共事業等に伴い、補償金等の支払を受ける場合
- (3) 損害保険金等の支払を受ける場合
- (4) 既存の建物等の売払代金を受ける場合

3 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第4条を第7条とし、第3条の次に次の3条を加える。

(事業内容等の変更)

第4条 規則第8条第1項の事業内容等の変更は、補助対象経費の30パーセントを超える増減が必要な場合とする。

(補助金の交付)

第5条 補助金は、精算払により交付するものとする。

(証拠書類の保管)

第6条 補助金の交付を受けた者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに書類を整理し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

補助対象者	補助対象経費	補助率	限度額
町内会（新設、増築及び改築工事については、加入世帯100世帯以上の町内会に限る。）	1 建物の新設の工事等に要する経費 （建物の新設に伴う既存建物の解体工事に要する経費を含む。）	補助対象経費の50%	500万円
	2 建物の増築の工事に要する経費	補助対象経費の40%	
	3 建物の改築の工事に要する経費		
	4 建築設備整備工事のうち、次に掲げる設備等の工事に要する経費 （1）ちゅう房設備 （2）合併浄化槽の設置及び排水設備 （3）その他市長が適当と認めたもの		
	5 軽微な建築設備整備のうち、次に掲げる設備等の工事に要する経費 （1）トイレの簡易水洗化 （2）空調設備 （3）LED照明への更新 （4）その他市長が適当と認めたもの		
	6 建物の修繕の工事に要する経費		
	7 建物の解体の工事に要する経費 （建物の新設に伴う既存建物の解体工事に要する経費を除く。）	補助対象経費の30%	30万円

## 附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から令和7年3月31日までの間の補助率については、別表第2項から第4項までの補助率の欄中「40%」とあるのは「60%」と、同表第5項及び第6項の補助率の欄中「30%」とあるのは「50%」とする。